

第 1 7 8 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定のうち、別表に掲げる「非公開とすべき情報」の部分を非公開とした決定は、妥当であるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成25年 6月28日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市職員不正採用（点数水増し容疑）にかかる告発状の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 同年 7月11日、実施機関は、本件公開請求に対して、（名古屋市職員不正採用（点数水増し容疑）にかかる）告発状（以下「本件行政文書」という。）を特定し、次の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

該当の行政文書に記載されている、個人の氏名、住所、履歴等については、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたいと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(2) 条例第 7条第 1項第 3号に該当

該当の行政文書は、犯罪捜査に関する情報であって、公にすることにより、今後、関連事件や、同様の事件の捜査、公訴の維持等に支障が生ずるおそれ等があるため。

(3) 条例第 7条第 1項第 5号に該当

該当の行政文書は、本市における調査及び警察等の捜査に関するものであり、公開することにより、今後の同様の調査等において、正確な事実の把握が困難になるおそれがあり、また、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ等があるため。

- 3 同年 8月29日、異議申立人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 被告発人の言動は、公務員が、公務時間中に、公務として行った行為であって、条例第 7条第 1項第 1号ただし書きアに該当する。

- (2) 嘱託員不正採用事件は、名古屋地方検察庁が不起訴（起訴猶予）としており、本件について捜査が行われるとは通常は考えられないため、本件行政文書を公にすることにより、犯罪捜査に支障が及ぶか疑問である。

また、関連事件についても、犯罪捜査に支障が及ぶおそれがあるとはいえない。

- (3) また、今回の事情で不起訴になったからといって、同様の事情の場合に必ず不起訴になるというわけではなく、犯罪捜査に支障が及ぶおそれがあるとはいえない。

- (4) 告発状は、罪となる事実と処罰を求める意思表示が文書として記載されるものであって、公正な人事の確保、円滑な人事の確保に関する情報が記載される性質の文書ではない。

そもそも、公正な人事の確保については、本来当然に担保されなければならないことであり、本件告発状が公開されることにより影響を受ける性質の事務ではない。

また、調査をする職員も調査をされる職員も、職務の一環として調査を行い又は調査に応じるのであり、調査に専念しなければならない以上、今後の同様の調査において正確な事実の把握が困難になるとは、通常考えられない。

- (5) 警察の捜査について、本件告発状を公開したとしても、犯人隠避、逃走、証拠隠滅などの正確な事実の把握が困難になるおそれが生じるという因果

関係は存在しない。

- (6) 名古屋市公式ウェブサイトに掲載されている、本件嘱託員不正採用問題に関する中間報告書及び最終報告書には、本件告発状と概ね同一の内容が記載されていると考えられる。中間報告書及び最終報告書において公表されている情報については、区分して公開すべきである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書には懲戒処分の原因となる情報が記載されており、身分に係る情報であり、公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがある。

本件文書には犯罪事実を特定する必要から、具体的な個人の行動やそれまでの経緯について記載されている。また、事件関係者の心理状態や関係者の言動に対する評価が記載されており、これは事件関係者の人格と密接に結びついた私的な情報を含んでいるため、通常他人に知られたくないものと認められる。

- 2 いったん不起訴になったとしても、後日起訴することは妨げられないため、不起訴になったことをもって公開する理由にはならない。

起訴猶予とは被疑事実が明白になった場合で被疑者の生活等から訴追を必要としない場合を指すため、本件告訴状において記載されている事実を被疑事実が明白になるために必要十分な事実と捉えられる危険があり、公開することにより、同種の事件の捜査等に支障が生じるおそれがある。

刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」については、国・愛知県の法律・条例等で情報公開請求の対象から除外しており、その趣旨を考慮すると、公開の判断は慎重に行うべきである。

- 3 本件告発状が公開されることで、関係職員の聞き取りの際に心理的抑制が働き、率直な意見や具体的事実を言わなくなるおそれがあり、正確な事実の把握が困難になる。

また、本件告発状が公開されると、職員が調査・検討過程を推知でき、推知に沿った対応をすることにより、懲戒処分を検討する際の意思決定に不当な影響を与えるおそれがあり、公正・円滑な人事に支障をきたすおそれがある。

- 4 本市への提言を目的とした最終報告書と、捜査機関に対して犯罪を申告し処罰を求める告発状とは目的が異なるため、非公開を前提に作成された告発状は非公開とすべきである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書が条例第 7 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 5 号に該当するかどうか争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 告発について

平成24年 4月、市長ホットラインに届いた匿名の通報を受け、総務局職員部監察室より調査依頼を受けた健康福祉局職員課が内部調査を行った。その結果、平成22年 4月24日に実施された国民健康保険料滞納整理嘱託員採用選考試験（以下「本件嘱託員採用選考」という。）において不正（以下「本件不正採用」という。）が行われたと疑うに足る理由があるとして、本件不正採用に関与した職員 3名について愛知県警察本部に虚偽有印公文書作成罪及び虚偽有印公文書行使罪又は公務員職権濫用罪で刑事告発を行った。

4 本件行政文書について

本件行政文書は、被告発人の住所、氏名、告発事実及び告発の事情等の犯罪事実が記載されている告発状（以下「本件告発状」という。）並びに告発状の添付書類である 2 件の文書から構成されている。

添付書類のうち平成22年 4月27日付「国民健康保険料滞納整理嘱託員の採用選考について」の写し（抜すい）（以下「本件添付書類①」という。）については、起案日、起案担当課、標題、回議・合議を行った職員の所属・補職・氏名等が記載された決裁文書、平成22年度滞納整理嘱託員採用試験採点一覧表、採用選考試験合格者あて通知文、不採用者あて通知文及び本件不正

採用に關与した囑託員（以下「本件囑託員」という。）の成績に関する文書等から構成されている。

添付書類のうち平成22年 5月19日付「滞納整理囑託員の委嘱について」の写し（抜すい）（以下「本件添付書類②」という。）については、起案日、起案担当課、標題、回議・合議を行った職員の所属・補職・氏名等が記載された決裁文書、本件囑託員の委嘱に係る提出書類、委嘱状及び就業規程から構成されている。

5 告発の概要等の公表等について

本件不正採用に係る告発については、実施機関により平成25年 2月12日に本件告発状の要旨である「告発の概要」が、報道機関への発表や本市の公式ウェブサイトにおいて公表されている。また、実施機関は、本件不正採用における不正行為の存否、その実態や原因の究明や再発防止に向けての提言等を目的として、外部の学識経験者による専門調査委員を設置し、当該調査委員による「囑託員不正採用問題に係る中間報告書」（以下「中間報告書」という。）及び「囑託員の不正採用問題に関する最終報告書」（以下「最終報告書」という。）をそれぞれ同年 4月 3日と同年 7月22日に公表している。

中間報告書及び最終報告書には、告発事実の概要に加え、調査の結果認められた事実関係等が記載されている。

6 条例第 7条第 1項第 1号該当性

まず、本件行政文書に記載されている情報が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

- (1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたいと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

ただし、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は非公開情報に該当しないが、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該情報は非公開情報に該当するとしている。

- (2) 本件告発状について

ア 本件告発状は、特定個人への処罰を求めるために作成され、愛知県警察本部あてに提出された文書であり、被告発人の住所、氏名及び犯罪事実（以下「本件個人情報①」という。）が記載されており、これらは特定の個人を識別できるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別され得るものであることは明らかである。また、本件個人情報①は、職員の懲戒処分等の原因となる不正行為に関する情報が含まれており、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

イ 本件個人情報①のうち、実施機関が公表している情報について

しかしながら、本件個人情報①のうち、実施機関が、告発の概要、中間報告書及び最終報告書において公表している情報（以下「本件公表情報」という。）については、保護すべきプライバシーの法的利益が失われており、通常他人に知られたくないとは認められないことから、公開することが相当である。

ウ 本件個人情報①のうち、新聞報道された氏名について

(ア) ところで、本件個人情報①のうち一部の職員等の氏名については、実施機関により公表されていないものの、新聞報道されている事実が認められるため、当該氏名については通常他人に知られたくないとは認められないとも考えられる。

(イ) しかし、実施機関が定めている懲戒処分公表指針においては、懲戒処分をした場合の報道機関への公表は、処分を受けた職員の所属及び職の段階、処分の理由、処分の内容、処分をした日並びにその他必要と認められる事項を記載するものとしており、氏名を記載するとされていない。

また、実施機関が公表した告発の概要、中間報告書及び最終報告書のいずれにおいても、職員の氏名については明らかにされておらず、また、職員の懲戒処分についての記者発表においても、被処分者の所属、補職及び処分内容については公表しているが、氏名については公表していない。

すなわち、本件において新聞報道された氏名は、報道機関が独自の取材に基づき判明した事実について、当該報道機関の責任において公表することを決定したものと考えられるため、実施機関が公表した場合とは異なるといえる。

(ウ) むしろ、本件不正採用については、上述のとおり、関係資料の検討及び関係者への聴取等を基にした詳細な事実関係が本件公表情報として公表されており、そのような状況下で、さらに現時点において新聞報道された一部の職員等の氏名を公開することは、著しく個人のプライバシーを侵害するおそれがあり、通常他人に知られたくないものであると認められる。

エ 次に、異議申立人は、本件被告発者の言動は公務員の職務の遂行に係る情報であると主張していることから、本件個人情報①のうち本件公表情報を除く部分が本号ただし書アに該当し、公開すべきか否かを判断する。

(ア) 職務の遂行に係る情報とは、公務員が担当する職務を遂行する場合における情報をいい、勤務評価の内容や処分を受けたこと等職員としての身分取扱いに係る情報や、公務員個人の私的な情報は含まれないと解される。

(イ) そして、公務員の懲戒処分等の原因となる不正行為に関する情報は、公務員が職務に関して処分されるものであっても、公務員の職務遂行情報ではなく、個人の資質、名誉にかかわる当該職員固有の情報であると考えべきであり、当該職員の職員としての身分取扱いに関する情報であると認められる。

したがって、本件個人情報①は、本件被告発者のプライバシーとして保護されるべきものであり、本号ただし書アには該当しないと認められる。

オ したがって、本件告発状における本件個人情報①のうち、本件公表情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当するとは認められない。

(3) 本件添付書類①及び本件添付書類②（以下「本件添付書類」という。）について

ア 本件添付書類には、被告発人及び本件公表情報において本件不正採用の事情を知りながら職務を行っていたとも思われる記載がなされている職員（以下「本件関与職員」という。）の氏名のほか、本件嘱託員採用選考及び委嘱について、それぞれ本件嘱託員採用選考受験者の成績や本件嘱託員の氏名、住所、生年月日及び試験結果に関する情報等（以下「本

件個人情報②」という。)が記載されている。

イ 本件個人情報②は、特定の個人を識別できるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別され得るものであることは明らかである。また、本件不正採用に事情を知りながら関与したと思われる記載及び本件嘱託員の成績等の記載がされており、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

ウ このうち、本件関与職員の氏名については、公務員の氏名ではあるが、上記(2)エ(イ)で述べたとおり、職員の懲戒処分等の原因となる不正行為に関する情報は、公務員の職務遂行情報ではなく、個人の資質、名誉にかかわる当該職員固有の情報であるため、個人のプライバシーとして保護されるべきものであり、本号ただし書アには該当しないと認められる。

エ したがって、本件添付書類のうち、本件個人情報②を除く部分は、条例第7条第1項第1号に該当するとは認められない。

7 条例第7条第1項第3号該当性

次に、本件行政文書に記載されている情報が、条例第7条第1項第3号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報について非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件告発状について

ア 本件告発状は、本件不正採用に関して捜査機関により犯罪の捜査が行われていた事件に関する文書であり、起訴状に記載される起訴事実の基礎的な資料となりうるものである。本件不正採用については、名古屋地方検察庁が起訴猶予としているものの、公訴時効が未成立であるため、仮に、本件告発状のうち告発事実以下の起訴事実の基礎的な資料となりうる部分(以下「本件公共安全情報」という。)が公開されると、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

イ しかしながら、実施機関が自ら、告発の概要、中間報告書及び最終報告書において告発事実の概要等を公表しており、本件公表情報は既に周知の事実となっていることから、本件告発状のうち、本件公表情報が公

開されたとしても、関連事件又は同様の事件の捜査の遂行等への支障は生じないと認められる。

ウ したがって、本件公共安全情報のうち、本件公表情報は、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当するとは認められない。

(3) 本件添付書類について

ア また、本件添付書類のうち本件個人情報②を除く部分については、実施機関における通常の嘱託員の採用及び委嘱の事務上作成されたものによらず、公開することにより、関連事件や、同様の事件の捜査、公訴の維持等公共の安全と秩序の維持への支障は生じないと認められる。

イ したがって、本件添付書類のうち、本件個人情報②を除く部分については、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当するとは認められない。

8 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性

次に、本件行政文書に記載されている情報が、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件告発状について

実施機関は本件告発状のうち、実施機関内部での職員の発言内容や調査の詳細に係る情報が、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると主張しているが、上記 7 で判断したように、本件公共安全情報のうち、本件公表情報を除く部分は非公開とすべきであると考えるので、これについて重ねて判断する必要はない。

(3) 本件添付書類について

ア 本件添付書類に記載されている情報のうち、面接評価票の評価項目、着眼点及び面接員氏名については、今後も同様の評価方法により採用選考が行われると考えられることから、公にすることにより、本市の今後の職員採用選考の公平及び公正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

イ 一方、その他の部分については、嘱託員の採用選考に係る手続についての事務の内容や規程等の既に公表されている内容であり、公開することにより、今後の同様の調査等における正確な事実の把握や公正かつ円滑な人事の確保への支障は生じないと認められる。

ウ したがって、本件添付書類に記載されている情報のうち、面接評価票の評価項目、着眼点及び面接員氏名を除く部分については、条例第7条第1項第5号に該当するとは認められない。

9 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成25年10月25日	諮問書の受理
10月30日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月9日	実施機関の弁明意見書を受理
12月12日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成26年11月6日	異議申立人の反論意見書を受理
平成27年1月23日 (第170回審査会)	調査審議
2月13日 (第171回審査会)	調査審議
3月18日 (第172回審査会)	調査審議
7月17日 (第176回審査会)	調査審議
8月21日 (第177回審査会)	調査審議
平成28年2月12日 (第183回審査会)	調査審議
4月15日 (第185回審査会)	調査審議

6月17日 (第187回審査会)	調査審議
8月19日 (第189回審査会)	調査審議
9月29日	答申

別表

文書の区分	非公開とすべき情報
本件告発状	本件個人情報①のうち本件公表情報を除く部分 本件公共安全情報のうち本件公表情報を除く部分
本件添付書類①	本件関与職員の氏名 本件嘱託員採用選考受験者の受験番号 本件嘱託員採用選考受験者個人が識別され得る順位欄等における記載 本件嘱託員の解答用紙及び面接評価票
本件添付書類②	本件関与職員の氏名 本件嘱託員の氏名、住所、生年月日及び面接評価票並びに委嘱に係る提出書類